一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所、死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～八　（略）

九　請求者が公的年金給付を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十～十四　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～十四　（略）

4～7　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の年金手帳その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二の二　請求者と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三　（略）

3　（略）

一の二　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号

二　被保険者又は被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～八　（略）

九　請求者が公的年金給付を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十～十四　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

一の二　請求者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、請求者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～十四　（略）

4～7　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一　請求者の生年月日及び住所

一の二　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の年金手帳その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（新設）

二　請求者の生年月日及びその者と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三　（略）

3　（略）